

⑥《介護》国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	茨城県 課題解決とイノベーション創出の拠点 (茨城発第4次産業革命)		◆地域包括ケア推進特区(高齢者の日常の足の確保:軽トラ特区) 公共交通の不足等により、実質的に自動車を手放すことができない高齢者に対し、利便性を確保するとともに、交通安全にも資するような運転免許の条件を付す。	公安委員会は、身体の状態や運転の技能などに応じて、運転できる自動車等の種類を限定したり、必要な条件を付すことができることとされているが、現状では高齢者向けの限定条件を付していない。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条	高齢者に対し、運転することができるエリア、時間帯、車種等の条件を付した免許を交付する。	警察庁	御提案の限定条件付免許については、令和2年6月、道路交通法の一部を改正する法律が成立し、申請により、運転することができる自動車等の種類を一定の安全運転サポート車等に限定すること等を内容とする限定条件付免許制度が導入されました。今後、改正法の円滑な施行に向けて準備を進めてまいります。 なお、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の状況を見ると、75歳未満と比べ、住居地の近くや昼間に多く発生していることから、運転可能な地域や時間帯を限定することについては現時点では考えていませんが、限定免許の在り方については今後とも検討してまいります。
			◆地域包括ケア推進特区(施設サービスの基準緩和) 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の基準を、現行の最大9名から18名に拡大する。	小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員については、9名が上限となっている。	平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項	小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の基準を、現行の最大9名から18名に拡大する。 また、宿泊サービスの利用定員が9名を超える場合は、従業者の員数を最低2名以上を義務付ける配置要件を加える。	厚生労働省	ご提案の内容は小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員について、国が「従うべき基準」(条例の内容は全国一律)として定める9名(最大)を超える利用定員によるサービス提供が可能となるよう求めものであるが、これは小規模で馴染みの空間で家庭的なケアの実施を旨とする小規模多機能型サービス等の概念自体に関わるものであるとの理由により国が全国一律の基準を設けているものである。 この点については、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員(通い・宿泊サービス)に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」(基本的には地方自治体の判断で定められるため、ご提案の宿泊サービスの利用定員を変更することも可能)とすることを提案されており、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論を進めしており、その議論を踏まえて検討することが必要と考える。
			◆地域包括ケア推進特区(施設サービスの基準緩和) 小規模多機能型居宅介護事業者の、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従の介護支援専門員を置かなければならぬとされている。 したがって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員(計画作成担当者)と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は兼務できない。	小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従の介護支援専門員を置かなければならぬとされている。 したがって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員(計画作成担当者)と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は兼務できない。	平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条第10項	ICTを導入し、リアルタイムで利用者の状況を共有することを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員(計画作成担当者)と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務を可能とする。	厚生労働省	ご提案の内容は、小規模多機能型居宅介護の利用者の居宅サービス計画について、小規模多機能型居宅介護事業所に配置される介護支援専門員以外の、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成できることを求めるものである。小規模多機能型居宅介護については、事業所において計画作成に専ら従事する介護支援専門員が計画を作成することで、利用者の状況に応じて柔軟かつ迅速なケアマネジメントを可能とするとの制度趣旨や、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護等の施設・居住系サービスと同様に、小規模多機能型居宅介護以外に利用するサービスが限定されていることを踏まえ、平成26年及び平成29年の社会保障審議会介護給付費分科会において議論し、見直しを行わないとの結論となっている。 また、日々状態が変化する認知症を有する人が混乱をきたすことなく、「通い・泊まり・訪問」サービスを柔軟に提供するためには、本人の継続的な心身の状態の変化をよく把握している馴染みの職員により行われることが必要となるが、ICTを導入し、リアルタイムで利用者の状況を共有することが可能であるか検証が必要である上に、その有効性が担保されなければ、適切にサービス提供がなされず、利用者の認知症の行動・心理症状が悪化し、自傷・他害、徘徊等の症状が現れた結果、利用者等の安全性に問題が生じるおそれがあるため、慎重な検討が必要と考える。

